

第14 住民投票運動

基本的な考え方

- 1 住民投票は、十分な議論や情報により住民に判断される必要がある。そのため、住民投票運動については特段の制限を加えず、原則、自由とする。
- 2 住民投票運動については、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。また、生活の平穏が侵害されるような行為が行われるものであってはならない。このような行為については、注意を喚起するための訓示的な規定により、最低限の規制として制限することとする。

市民検討懇話会での議論・検討内容

1 住民投票運動の手法

住民投票運動については、事案に対する賛成派、反対派の団体が中心となり、展開されることが想定される。

想定される手法

街頭演説会、シンポジウム等の開催
ビラ、パンフレット等の頒布
ポスター、立看板等の掲示
連呼行為、自動車を利用した宣伝
電話、ダイレクトメール、インターネット等による運動
新聞紙、雑誌、テレビ、ラジオ等への宣伝広告

2 住民が行う住民投票運動についての規制

住民投票は、住民自身が意思を決定し、その意思を議会や市長の意思決定に反映させるために行われるものである。住民自身が直接民主制を行うということで、住民の民主的な成熟が前提となり、その証として住民投票が実施される。そのため、住民投票運動についての一定の制約は、住民自身がこれを考え、自ら律するものでなければならない。

(1) 住民投票運動の規制

住民投票は、特定の案件について賛否を問うものであることから、十分な議論や情報により、住民に判断される必要がある。

条例に基づく住民投票については、公職選挙法の規定が適用されないことから、住民投票運動が公職選挙法で規制している選挙運動や一定の政治活動にわたらない限り、基本的には自由にこれを行うことができる。住民投票運動においては、賛成派や反対派の自由意思の表明が侵害されることがあってはならない。

そのため、住民投票運動については特段の制限を加えず、原則、自由とする。

(2) 住民投票運動についての具体的な規定

ア 注意を喚起するための訓示的な規定

公正な住民投票運動が行われるためには、買収、脅迫等により住民の自由な意思が拘束されることがあってはならず、また、不当に干渉されることについてもあってはならない。また、市民の平穏な生活環境を侵害する行為が行われないことについても、住民投票運動を行うに当たり住民自身が心掛けなければならないことである。

そのため、住民の自由な意思が表明されるような住民投票運動が行われるよう、注意を喚起するための訓示的な規定により、このような行為を最低限の規制として制限することとする。

イ 罰則規定等

住民投票運動については、住民投票の性質から、相当に対立が激しくなることも予想される。しかし、甚だしい行為については、刑法（明治40年法律第45号）等の犯罪や他法における禁止規定違反の構成要件に該当するものと考えられる。

住民投票条例は法的拘束力のない諮問型であるため、罰則を科するに相当する義務の違反であるとまではいえないと考えられる。住民投票運動が犯罪に当たらない限り、自由意思の表明については、許容されるべきところである。

また、住民投票運動を条例により広範に規制した場合、禁止規定違反の構成要件を整理した上での具体的な違反事実の認定、取締り、事実上の指導等についても、困難であると想定される。

そのため、罰則規定を設けたり、公職選挙法相当の規定により住民投票運動を広範に規制したりすることとはせず、具体的な規制については、他法（刑法等）に委ねることとする。